

西表石垣国立公園
石垣地域
管理計画書

平成 2 2 年 3 月

九州地方環境事務所
那覇自然環境事務所

目 次

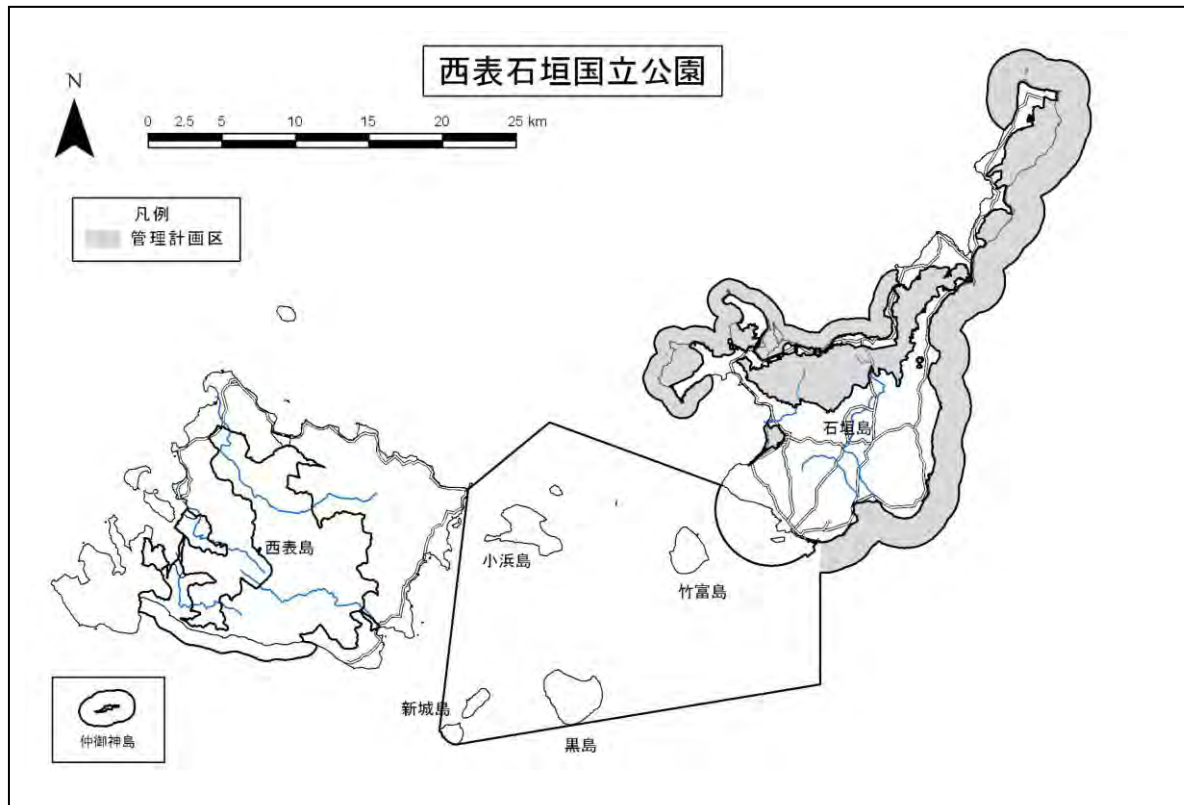
1. 管理計画区の概況	1
(1) 管理計画区の範囲	
(2) 管理計画区の特徴	
2. 基本方針	3
(1) 目指すべき姿	
(2) 管理の基本方針	
3. 保全及び利用に関する事項	4
(1) 海岸景観タイプ	
ア. 保全に関する事項	
イ. 利用に関する事項	
(2) 亜熱帯照葉樹林タイプ	
ア. 保全に関する事項	
イ. 利用に関する事項	
(3) 干潟・マングローブ林タイプ	
ア. 保全に関する事項	
イ. 利用に関する事項	
(4) 海中景観タイプ	
ア. 保全に関する事項	
イ. 利用に関する事項	
(5) 共通項目	
ア. 野生生物の保護管理について	
イ. 地域との連携について	
4. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項	11
(1) 許可、届出等取扱方針	
(2) 公園事業取扱方針	
(3) その他（緑化に関する指針）	
5. その他必要な事項	31
(1) 周辺区域との関連について	
(2) 利用者に対する情報提供	
(3) 地域の美化修景に関する事項	

1. 管理計画区の概況

(1) 管理計画区の範囲

本管理計画は、西表石垣国立公園のうち、石垣島及びその周辺海域を対象とする。区域については図 1-1 に示すとおり。

図 1-1 石垣管理計画区



(2) 管理計画区の特徴

石垣島は、九州から台湾・中国大陸まで弧状に連なる琉球列島に位置する。琉球列島は、新生代の新第三紀（約 2,300 万年から 180 万年前）以降の激しい地殻変動により、大陸及び日本本土との分離・結合を繰り返しており、その地史的経緯から固有種や遺存種が多くみられる。地形・地質学的には、北・中・南琉球の 3 つに分けられ、石垣島は南琉球に含まれる。南琉球の生物相は、中琉球に含まれる奄美大島や沖縄本島周辺よりも台湾や中国大陸に近いといわれている。

現在の石垣島は、年平均気温 24℃、年間降水量 2,000mm 以上の温暖・湿潤な気候で、山地は亜熱帯照葉樹林で覆われており、海域には広大なサンゴ礁が広がっている。美しい景観や豊かな自然環境は、石垣島の暮らしや文化とも深く関わっている。それらの特徴を次の 4 つに分けて説明する。

① サンゴ礁の海の青さと陸地の緑が織りなす亜熱帯景観

石垣島は広大なサンゴ礁に囲まれており、特に平久保半島から白保にかけての東側のリーフが発達している。サンゴ礁に含まれるサンゴや貝などの生き物のかけらが海岸にたまり、真っ白な砂浜を作り出している。海上から海を眺めると、浅海域の海底にたまった白い砂に反射してエメラルドグリーンに輝き、陸地の森林や牧草地の緑とのコントラストが美しい。

特に、平久保半島東側斜面の放牧地は、シバ草原の中にソテツが点在し、背後の山地部と前面に広がるリーフとが一体となった独特の眺めとなっており、石垣島の景観を特徴付けている。

② 森、干潟、海の豊かな自然環境

石垣島は県下最高峰の於茂登岳を有し、周辺には自然性の高い亜熱帯照葉樹林が広がっている。国内希少野生動植物種及び国の特別天然記念物であるカンムリワシ、国の天然記念物であるセマルハコガメ、キシノウエトカゲ、県の天然記念物であるアサヒナキマダラセセリ等の八重山地域に固有の希少動植物も多く生息・生育している。特に、国内希少野生動植物種に指定されているイシガキニイニイは石垣島の一部にしか生息しておらず絶滅のおそれが極めて高いとされている。また、名蔵アンパルや吹通川の河口部に広がる湿地にはマングローブ林が発達し、様々な種類の魚介類が生息しており、それらをエサとする渡り鳥も多く集まる。名蔵アンパルは、平成 17 年にラムサール条約湿地に登録されている。

石西礁湖を含む石垣島周辺海域では、日本最多の 360 種以上の造礁サンゴ類が確認され、世界屈指の多様性を誇っている。中でも白保のアオサンゴ群落は北半球最大と言われており、学術的な価値も高い。

③ 周遊観光、リゾート型滞在、エコツーリズムなど多様な利用が展開

石垣島は、航空便の便数が多く、比較的アクセスのよい離島である。八重山諸島の玄関口となっており、飛行機で石垣島に来島した利用者は、ここから定期船などで西表島などの離島へ向かう。石垣島への観光目的での来島者は約 78 万人（平成 19 年）で、近年増加傾向にある。また、新空港の建設（平成 24 年供用開始予定）により更なる増加も見込まれている。

国立公園内における観光の形態としては、レンタカーを利用して海岸沿いの景勝地やビーチを巡る周遊観光型利用が多く、特に川平湾や白保海岸のグラスボートは人気が高い。また、国立公園の周辺にはリゾート滞在が可能なホテルもあり、ゆったりと石垣島の自然を楽しむ利用者も多い。近年は、カヌーやスノーケル等の自然体験型のツアーも盛んである。

④ 信仰・民話・習慣などの地域との結びつき

石垣島では、自然環境と信仰・民話・習慣等が深く結びついている。例えば、於茂登岳は古くから霊山とされ、地元信仰の中心的存在である。於茂登の神は「ウムトゥテラシィ」で、この神への通し願いが島内の多くの御嶽(おん)で行われ、その中でも名蔵村

の御嶽は於茂登岳の神の拝礼所とされている。また、野底岳には強制労働のため恋仲から離ればなれにされた女性「マーペー」の悲哀の民話が言い伝えられ、地元の民話の代表的なものとなっている。その他、名蔵アンパルには干潟の生き物と生活習慣を結びつけた民謡が伝わる。

2. 基本方針

(1) 目指すべき姿

西表石垣国立公園（石垣地域）が、次のような国立公園となることを目指し、(2)の基本方針に基づき、適切な管理を推進していく。

- 亜熱帯特有の多様な野生生物が生息・生育する自然環境が適切に保全され、その自然とふれあえる機会や場所がある。
- 地域住民を含む公園利用者が、サンゴ礁を中心とした美しい景観を手軽に楽しむことができる。

(2) 管理の基本方針

① 陸と海とが一体となった自然景観の保全

石垣地域の自然景観の特徴は、イタジイ、イスノキに象徴される亜熱帯照葉樹林又はシバ草原の中にソテツが点在する牧野とサンゴ礁の発達したエメラルドグリーンの海が一体となったコントラストの美しさにあり、主要な展望地からの眺望を保全するため、眺望対象となる地域における適切な植生管理、景観保全に努める。また、人の手が加わることにより維持される牧野景観の保全・管理も重要である。

② 自然環境の保全

石垣地域には、照葉樹林、マングローブ、干潟、サンゴ礁などの亜熱帯を象徴する自然環境や琉球弧の地史を表す地形・地質が見られ、また、希少種や固有種が生息・生育することも魅力であり、それらの保全を図る。島嶼生態系は外来種に対して脆弱であることから、それらの駆除や拡散防止に努める。

モニタリング等により科学的なデータの収集に努め、そのデータに基づいた順応的な管理を行う。地域で保全活動をしている個人や団体等との協力関係を構築し、情報の共有を図ることが重要である。

③ 適正な利用の推進

近年、石垣島の観光者数は増加傾向にあり、展望地等からの自然景観の眺望だけでなく、トレッキングやダイビング等、自然とのふれあいを通じたレジャーが盛んに行われており、それら自然資源の持続可能な活用を図るため、情報提供等により適切な利用を推進していく。

- ・ 展望地・利用地へのアクセス等地域情報に加え、適正な利用に関する情報を発信す

る。

- ・ 関係機関等と協力し、自然環境に負荷を与えないように配慮しながら、自然を体験し、地域の伝統文化に親しむエコツーリズムの推進に努める。
- ・ 主要な展望地及び利用地周辺においては、利用者の増加により自然が損なわれないよう、必要に応じた施設整備や維持管理を行い、適正な利用を推進する。

④ 地域における積極的な管理体制の確立

地域の人々が、地域の自然環境及びそれを背景として形成され伝承してきた伝統・文化を誇りとし、大切にしていける心を育み、自らの子孫に伝え渡していくための地域づくりに寄与するよう努めるとともに、その取組を通じて国立公園の管理体制の充実を図る。

- ・ 地元の自然を象徴する国立公園の目指すべき姿や管理の基本方針等について、情報交換する場を設け、地域住民との共通理解を得られるよう努める。
- ・ 地域住民の信仰の拠り所や伝統文化の観点から重要となっている場所においては、改変行為を極力抑制し、必要に応じて、関係機関と連携して再生していく。
- ・ 公民館や学校等の関係機関等と連携し、地域住民が地元の自然の大切さを実感できる機会を提供する等により、積極的に自然環境保全に参加する地域づくりを図る。
- ・ 国立公園内での農林漁業等については、自然環境に配慮するよう協力を求める。

3. 保全及び利用に関する事項

保全及び利用に関する事項は、国立公園に指定されている地域を景観の特性等により4つのタイプに分けて記載し、全域に共通の事項についても別途記載する。景観タイプは重複することもあり、重複する場合は両方の保全・利用方針を参照する。各地点の景観タイプ及び主要な展望地は表 3-1 及び図 3-1 のとおり。

(1) 海岸景観タイプ

ア. 保全に関する事項

- ・ 陸と海を一体として扱い、総合的な景観の保全を図る。
- ・ 眺望対象となる地域の景観を改変するような工作物の新築や土地の形状変更等の行為を抑制する。
- ・ 眺望対象となる海域の景観については、船舶の無秩序な増加等により景観が損なわれないよう関係機関と連携し、保全に努める。
- ・ 関係機関と連携し、陸域での行為による周辺海域への汚水、濁水、赤土等の流出防止を図る。
- ・ 維持するために人為的な管理を要する景観（特に、牧野景観）については、地域（公民館、学校等）と連携し、適正な保全・管理を図る。
- ・ 環境配慮技術に関する情報交換等により、農業者が自然景観の保全に理解を深め、それらの技術を利用するよう働きかける。

イ．利用に関する事項

- ・ 関係機関と連携し、必要に応じ、周遊観光型利用のニーズに合わせた快適な利用施設を整備するとともに、適切な維持管理を行う。

(2) 亜熱帯照葉樹林タイプ

ア．保全に関する事項

- ・ 特定植物群落や希少野生動植物種の生息・生育地等、自然環境保全上重要な地域については、厳正に保護する。
- ・ 主要な展望地から眺望される山稜線を分断する工作物の新築等の改変行為については回避させる。
- ・ 工作物の色彩については、褐色、黒色、濃緑色、赤褐色等、亜熱帯照葉樹林と色彩が調和するものとする。
- ・ オオヒキガエル、シロアゴガエル、グリーンイグアナ等、外来種による在来の野生生物や自然環境への影響が懸念される場合、それらの防除及び拡散防止に関する措置を講じる。

イ．利用に関する事項

- ・ 自然環境にできるだけ負荷を与えない、また、山岳信仰等、地域の伝統文化を損なわない利用を推進する。
- ・ 関係機関と連携し、登山道、木道等、適切な利用のための施設の整備及び管理について検討する。
- ・ 学術研究の場としても重要であることから、研究目的の調査等が適正に実施されるよう配慮するとともに、研究成果について共有するよう努める。
- ・ 体験型の利用を促進し、環境教育の場としても活用していく。

(3) 干潟・マングローブ林タイプ

ア．保全に関する事項

- ・ マングローブ林とそこに生息する多様な野生生物、干潟とそこに集まる野鳥等を一体的に保全する。
- ・ マングローブ林の遷移は、自然に任せることを基本とし、特に必要のない場合は植樹等を行わない。

イ．利用に関する事項

- ・ 自然に負荷を与えない利用を推進する。
- ・ カヌー、干潟観察等、ゆっくりと自然を楽しむ体験型の利用を推進する。

(4) 海中景観タイプ

ア．保全に関する事項

- ・ サンゴの損傷を回避させる等により、サンゴ礁生態系の保全を推進する。
- ・ 隣接する陸域における改変行為、汚水排出等による影響を回避するよう配慮する。
- ・ サンゴや熱帯魚等の密漁を防止するための普及啓発を行う。
- ・ 海中環境の現状把握のために、漁業者、ダイビング業者と情報交換を行い、連携を

図る。

- ・ 石西礁湖自然再生の取組と連携して、オニヒトデ対策やモニタリングなどを実施し、石垣島周辺のサンゴ礁の保全・再生に努める。

イ. 利用に関する事項

- ・ スノーケル、ダイビング等に関して、サンゴなどの海の生き物に負荷を与えない利用方法の普及に努める。
- ・ サンゴ礁をテーマとした環境教育の場として利用を推進する。
- ・ 海水浴利用等の安全対策について、普及啓発を行う。

表 3-1 地点ごとの保全対象、利用方法及び景観タイプ

番号	地点	保全対象	利用方法	主要な展望地	景観タイプ			
					(1)	(2)	(3)	(4)
1	屋良部半島 海岸	・ 浸食岩崖 ・ 風衝草地 ・ カンムリワシ繁殖地	・ 観光（自然探勝）	・ 屋良部岳 ・ 御神崎園地 ・ 屋良部崎 ・ 大崎海岸	○	○		
2	川平湾～米 原	・ 石灰岩砂浜 ・ 御嶽海岸林 ・ 小島 ・ マジバナリ ・ ムクバナリ	・ 信仰（御嶽） ・ グラスボート ・ 海水浴	・ 前嵩 ・ 川平園地 ・ 吉原展望地 ・ コシダの広場 ・ ビゲカゲ浜 ・ 米原海岸	○			
3	平久保崎・大 地離	・ リーフ景観 ・ アジサシ類繁殖地 ・ 牧野景観	・ 牧畜業	・ 平久保崎	○			
4	平久保半島 ～伊原間半 島東海岸	・ 牧野景観 ・ ヤエヤマシタン自生 地 ・ トムル層 ・ ウミガメ産卵地	・ 牧畜業 ・ パラグライダー	・ 明石園地 ・ 市道平久保半島東線 （平久保） ・ 明石海浜 ・ 市道平久保半島東線 （伊原間） ・ 伊原間海浜 ・ 玉取崎園地	○	○		
5	白保	・ ウミガメ産卵地	・ グラスボート ・ 海水浴	・ 白保海浜	○			
6	屋良部岳	・ 常緑広葉樹林 ・ カンムリワシ繁殖地 ・ トムル層	・ 観光（自然探勝） ・ 学術（地質）	・ 御神崎園地 ・ 屋良部崎 ・ 大崎海岸		○		

番号	地点	保全対象	利用方法	主要な展望地	景観タイプ			
					(1)	(2)	(3)	(4)
7	前嵩	・常緑広葉樹林	・観光（自然探勝）	・屋良部岳 ・コシダの広場 ・底地園地 ・川平園地 ・吉原展望地	○	○		
8	ぶざま岳～ 於茂登岳～ 桴海於茂登 岳～ホウラ 岳～野底岳 ～金武岳	・亜熱帯極相林 ・常緑広葉樹林 ・ヤエヤマヤシ群落 ・カンヒザクラ自生地 ・カンムリワシ繁殖地 ・イシガキニイニ生 息地 ・溪流景観 ・巨岩屹立	・信仰・民話（ウ ムトゥテラシ イ、マーペー） ・レクリエーショ ン（登山） ・学術（希少生物）	・名蔵大橋 ・コシダの広場 ・川平園地 ・米原海岸 ・於茂登岳 ・於茂登展望地 ・於茂登橋 ・浦底橋 ・吹通川河口 ・野底展望地 ・野底岳 ・玉取崎園地	○	○		
9	大 マ ン ゲ ー・小マンゲ ー	・隆起地層	・信仰・民話 ・学術（地質）			○		
10	名 蔵 アン パ ル	・マングローブ林 ・重要湿地 ・カンムリワシ繁殖地	・観光（自然探勝） ・レクリエーショ ン（野鳥観察、 カヌー、潮干狩） ・教育（民謡、環 境教育）	・屋良部岳 ・名蔵大橋			○	
11	吹通川河口	・マングローブ林 ・重要湿地 ・カンムリワシ繁殖地	・観光（自然探勝） ・レクリエーショ ン（野鳥観察、 カヌー、潮干狩） ・教育（環境教育）	・吹通川河口 ・野底岳			○	
12	川平石崎	・高被度多種サンゴ群 集 ・海水透明度 ・多様なサンゴ礁魚類	・レクリエーショ ン（ダイビング）		○			○

番号	地点	保全対象	利用方法	主要な展望地	景観タイプ			
					(1)	(2)	(3)	(4)
13	米原	・高被度多種サンゴ群集 ・海水透明度 ・多種なサンゴ礁魚類	・レクリエーション(ダイビング、スノーケル) ・教育(環境教育)		○			○
14	平久保	・高被度多種サンゴ群集 ・海水透明度 ・多種なサンゴ礁魚類	・レクリエーション(ダイビング、スノーケル)		○			○
15	白保	・アオサンゴ大群落	・漁業 ・観光(グラスボート) ・レクリエーション(スノーケル) ・学術(生態) ・教育(環境教育)		○			○

図3-1:西表石垣国立公園(石垣地域)における景観タイプ区分と主要な展望地



（５）共通項目

ア．野生生物の保護管理について

- ・ カンムリワシ繁殖地を中心とした行動圏内（半径 1km 程度）において大規模な改変行為等を行う場合には、繁殖等の行動を妨げないよう、専門家から意見を聴取した上で、保全措置を講じるものとする。また、交通事故防止のための普及啓発、傷病救護個体の収容、野生復帰、モニタリング等を関係団体と連携しながら実施していく。
- ・ ウミガメ類の産卵地のモニタリングを必要に応じて行い、その保全を図っていく。
- ・ ウミガメ類の産卵等に悪影響を与えないよう、利用者に対して普及啓発を図る。
- ・ 関係機関と連携し、普及啓発等によりアサヒナキマダラセセリの密猟防止を図っていく。
- ・ ヤエヤマコキクガシラコウモリ、キンバト、ヨナグニカラスバト、ヤエヤマセマルハコガメ、コガタハナサキガエル等の希少野生動物の保全については、生息情報等を適宜収集し、必要に応じて適切な対策を検討する。
- ・ 希少あるいはその地域を特徴付ける植物（ミミモチシダ等）については、関係機関等と連携し、生育情報を収集しつつ、生育地における改変行為等を抑制する。
- ・ オオヒキガエル、シロアゴガエル、グリーンイグアナ、インドクジャク等外来種については、関係機関と連携して適切な措置が講じられるよう、確認情報等を収集・発信していく。
- ・ 緑化植物や牧草等については、生態系に悪影響を及ぼすおそれのある外来種は極力導入しないよう促していくとともに、導入する必要がある場合は、当該行為地より外に拡散しないよう適切な管理を行うよう指導していく。

イ．地域との連携について

- ・ 景観法に基づく「石垣市風景づくり条例」の枠組みや「石垣市風景計画」の景観基準と整合性を図り、地域と連携した景観保全を推進する。
- ・ 大規模な改変行為等については、地域住民の合意形成を得て、当該地域づくりに貢献できるものとなるよう促していく。

4. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域、特別保護地区及び海中公園地区における各種行為についての自然公園法に基づく許可申請に対する審査基準としては、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）（以下「許可、届出等取扱要領」という。）第 6 に規定するとおり、以下の二つによるほか、「3. 保全及び利用に関する事項」及び下記の取扱方針による。

- 自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 11 条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）
- 自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運営方針について（平成 15 年 4 月 1 日付環自国第 133 号自然環境局長通知）（以下、「細部解釈等」という。）

なお、普通地域に関して、要届出行為の取扱方針及び措置命令の処理基準については、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について（平成 13 年 5 月 28 日付環自国第 212 号自然環境局長通知）」（以下、「普通地域内処理基準」という。）によるほか、「許可、届出等取扱要領」第 24 の 1 にある「風景を保護するために必要があると認める場合」について下記の取扱方針による。

石垣市では、平成 19 年 4 月に、景観法に基づく石垣市風景計画（以下、風景計画という。）を策定している。風景計画の範囲は石垣島全域を対象としており、西表石垣国立公園石垣地域の範囲と重なる。風景計画では、景観形成基準として、工作物の新築等の開発行為に対する詳細な基準を定めている。風景計画で保全・創出の対象とする良好な風景は、自然公園法が保護の対象とする優れた自然の風景地とも概ね重なるものである。風景計画の策定にあたっては、「石垣島の景観を考える市民会議」や「石垣市景観形成審議会」等の検討組織において市民や専門家からの意見を聞き、十分な検討を行っている。そのため、管理計画の許可、届出等取扱方針においては、上記の景観形成基準との整合を図っている。

風景計画においては、石垣島全域について豊かな自然の残る地域を「自然風景域」、田園や集落等の文化的景観の見られる地域を「農村風景域」、市街地周辺を「市街地景観域」と 3 つの基本風景域に区分し、さらにそれらの基本風景域を異なる風景上の特性に応じて 18 の風景地区に区分しており、本取扱方針においても同区分を踏襲する。なお、景観形成基準に変更があった場合は、以下の取扱方針のうち景観形成基準に合わせた内容となっているものは、原則として変更後の景観形成基準に合わせて取り扱うものとする。

また、景観法では景観計画に自然公園法の許可基準を定めることができる旨の規定がある（景観法第 8 条及び第 60 条）。現在の風景計画に書かれている景観形成基準は、環境省との協議を経していないため自然公園法の許可基準として認められていないが、今後、協議を経て、風景計画に自然公園法の基準が明記されるよう石垣市と調整を図っていく。

行為の種類	取 扱 方 針
工作物の新築、 改築、増築	〈基本方針〉 自然風景を損なわずに周囲の景観に溶け込むよう、立地、形態、色彩等に配慮し、極力、島産材又は島産材がない場合においては自然素材を使用する。また、生態系保全に配慮し、可能な限り自然環境の改変を少なくするよう努める。建築物、その他の工作物については、風景計画の景観形成基準に合わせて、取扱方針を定める。また、都市計画法第 4 条第 12 項において定義される「開発行為」を伴う場合においては、景観形成基準に適合するよう配慮する。
(1) 建築物 【石垣市風景計画 P.89～96】	景観形成基準に合わせて以下のとおりとする。 ①高さ 自然風景域では原則として 7m 以下、農村風景域では原則として 10m 以下とするが、当該建築物が、「石垣市風景計画」に則り、かつ、周辺の自然風景と調和するように工夫された場合※1 はその限りではない。 ②屋根 ア 山並や稜線の輪郭と調和するように、屋根形状は可能な限り勾配屋根にする。 イ 伝統的なまちなみ、歴史文化や風土と調和した風景を創出するため、屋根は可能な限り勾配寄棟造りとし、その場合の勾配は 4～5 寸（約 22～26 度）程度を目安とする。 ウ 勾配屋根にする場合は、可能な限り沖縄赤瓦葺きを採用し、固定方法も漆喰を使用する等、伝統的風景の創出に心がける。 エ 全面的な赤瓦勾配屋根の採用が困難な場合であっても部分的に用いるなど、積極的に意匠として採用するよう心がける。 オ 陸屋根にする場合であっても、周辺の状況との調和を第一とする。 ③外壁 ア 可能な限り木材や石材等の自然素材を用いる。やむを得ずブロック造りとする場合は、むき出しとせず漆喰やモルタル、あるいは、塗装等により景観に配慮する。コンクリート打ち放しの場合であっても、屋根その他の形態意匠が周囲と調和し、かつ周囲の緑化や修景と一体となって良好な佇まいを出すようにする。 イ 原色を避け、白色、ベージュ系、クリーム系、アイボリー系を基調とし、背景の自然風景と調和するか溶け込むようにする。※2 ウ 彩度を 2 以下とし、背景に対して違和感が生じないような中間の明度を採用する。 ④付属施設 ア 高さは、主屋の軒の高さ以下とする。

行為の種類	取 扱 方 針
	イ 意匠は、主屋と一体性及び統一感のあるものとする。 ウ 道路側は境界線ぎりぎりに付属施設を設けず、1.5m 以上（農村風景域の集落地区においては 0.5m 以上）後退し、後退した空間には植栽や芝張りを施して、風景づくりのための空間とする。 エ 開放された空間の植栽には、地元で親しまれている植物を用いる等して、石垣らしさの創出に配慮する。 ⑤外構 ア 柵等を設ける際には、生垣や芝張り等緑化や空地による開放感の創出や、琉球石灰岩の石積み等歴史文化や風土と調和した材料を用いることによって石垣らしさの創出に配慮する。 イ 前面道路側に柵等を設ける場合は道路境界線から 1.5m 以上（農村風景域の集落地区においては 0.5m 以上）後退し、開放された公共性のある空間及び見られることを意識した風景づくりのための空間として活用する。 ウ ブロック塀、コンクリート塀又は金網等、自然素材以外の材料を使用する場合は、漆喰や塗装、又は、壁面緑化等による修景をすることとする。 エ ブロック塀や石垣を設ける際は、近隣の人々が散歩や散策中に腰掛けることができる程度の高さ（目安としてブロック 3 段（60cm～70cm）程度）とし、ベンチとしても利用できるよう工夫する。また、それが難しい場合でも高さは 1.5m を超えないようにする。 オ 敷地内の建築物以外の部分には、植栽や芝張り、花壇や菜園等のガーデニング、その他修景された空間（以下、「有効空間」という。）を設けることとし、安らぎとうるおいの感じられる風致景観づくりを心がける。 カ 緑豊かな町並みの創造に寄与するため、有効空間の割合は 50%以上（農村風景域の集落地区においては 40%以上）とする。 ⑥建築設備 ア 空調、配電等に必要な設備は、極力道路や海岸その他の公共空間から見えない場所に配置する。 イ 上記が困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をする。 ウ 設備の色は外壁の色と同一色か同系色、あるいは調和色を用い、彩度や明度も同程度にするなどして違和感が生じないようにする。 ⑦貯水槽 貯水槽は高架にしない。

行為の種類	取 扱 方 針
	⑧建築物の壁面の位置 ア 前面道路側は、道路と壁面までの間に有効空間を確保するため、5m 以上（農村風景域の集落地区においては 3m 以上）の後退距離を設ける。 イ 建築物は隣接境界ぎりぎりに配置せず、隣接地側（主たる前面道路以外の道路に面する側を含む。）には、有効空間が確保できるよう 2m 以上（農村風景域の集落地区においては 1.5m 以上）の後退距離を設ける。 ウ ただし、土地の有効活用や風土に根ざした家づくりへの配慮等の理由から上記後退距離を一律で確保することが困難な場合^{※3}は、道路や海岸その他の公共空間から容易に眺めることのできる場所において可能な限り後退距離を設けることとする。 ※1 周りの防風林の高さを超えない等、景観を損なわないと認められる場合 ※2 亜熱帯照葉樹林タイプ等、自然のままの風景を維持すべき地域については、焦げ茶色等目立たない色にするよう指導する。 ※3 土地の形状や面積の現況から判断してやむを得ない場合や、北側に主たる前面道路がある敷地において地域の特性に応じた建物の配置をする必要がある場合等。
(2) 道路	①基本的な配慮事項 安全性に配慮した上で地形の改変が少ない線形とし、法面や構造物（トンネルを除く。）が極力発生しないように計画する。新築にあたっては、必要に応じて野生生物の分布調査等を行い、道路により小動物の生息地を分断しないように計画する。 曲線半径や道路勾配等は、極力現地地形に順応するように設計するものとし、工事による造成を最小限に抑え、主要な展望地及び他の公園利用施設等からの景観保全に留意する。また、支障木の伐採を極力少なくして自然環境の保全に配慮する。 ②法面・擁壁 線形を地形に順応させる等により、法面の面積、高さ等を最小限とする。法面が生じる場合、赤土流出対策として早期に緑化を行う。 長大法面の出現回避や地形の改変量の低減を図るため、効果が期待できる場合には擁壁等を採用する。擁壁については、原則として自然石積、自然石を模したブロック積、その他風致景観に配慮した工法を用いる。やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合は、原則として表面は自然石又は自然石を模した表面仕上げをする。

行為の種類	取 扱 方 針
	モルタル吹き付けは原則として行わないこととし、硬岩が露出し通行の安全を確保する上で他に適切な方法がないと認められる場合に限り、施工するものとする。 落石防止網を使用する場合は、光沢のない灰色又は焦げ茶色等、地肌色を勘案した目立たない色彩とする。 ③緑化 法面等の緑化は（３）その他（緑化に関する指針）を参照。 ④交通安全柵 交通安全柵は、交通安全上不可欠な箇所の上に設置する。設置する場合、風致景観に配慮して茶系色に着彩したガードレール又はガードケーブル（亜鉛メッキ）を用いるものとする。 ⑤小動物対策 小動物の移動に配慮して、道路による分断の影響を極力軽減するよう対策をとる。対策については、それぞれの地域において保全の対象となる小動物の特性に応じて、以下のような手法を組み合わせで行う。 ・道路下横断路 小動物が車道を通らないで安全に横断できるように、ボックスカルバート、パイプカルバート等を用いる。 ・小動物保護型側溝 落下した個体が容易に這い出せるような側溝の構造にする。 ・道路侵入防止策 小動物を道路に侵入させないように、フェンスや折り返し付きの側溝等を整備する等の対策を講ずる。 また、夜間の照明については、夜行性昆虫類を誘引し、その昆虫類を捕食する夜行性鳥類、コウモリ類、カエル類、ヘビ・トカゲ類も道路に誘引することになるため、夜間照明の低減、光の方向制御、昆虫類の誘因性の小さい電球の選定等、可能な限り影響を低減するための対策をとる。 ⑥廃道及び工事跡地 道路改良等により廃道敷や工事跡地が生ずる場合、可能な限り修景緑化を行うよう指導する。 ⑦残土処理 原則として公園区域外に搬出し、適切に処理する。ただし、公園区域

行為の種類	取 扱 方 針
(3) その他の工作物 【石垣市風景計画（P.103～105）】	内における他の工事に緑化用客土として利用できる場合には、流用を認めることとする。 景観形成基準に合わせて以下のとおりとする。ただし、マンセル表色系で示されている色目については参考値とする。 ①共通する基準 ・背景の自然風景（森、川、海、空など）に対して、適切な色彩を選択する。 ・彩度は2以下とする ②垣・柵・塀 ア できるだけ自然素材（木材、石材等）を使用し、周辺の自然風景や自然環境と調和するよう配慮する。 イ ブロック塀やコンクリート塀を設ける場合は、高さや幅等が長大になると無機質で殺風景となるので、できるだけ小規模とし、漆喰やモルタルによる化粧やそのような風合いがでるように塗装を施す。 ③擁壁 ア 連続して設ける擁壁の長さは 5m 以下を目安とする。 イ 琉球石灰岩による石積みやレンガ積み等の自然素材を極力使用する。 ウ 自然素材によらず、ブロックやコンクリート擁壁とする場合には、石貼りや漆喰、モルタル等により自然の風合いがでるような化粧を施す。 ④防球ネットその他これに類するもの ア 設置する地域の建築物の高さに関する景観形成基準又は、周辺に立ち並ぶ建築物の平均的な高さと同等の高さかそれ以下とする。 ⑤煙突 ア 設置する地域の建築物の高さに関する景観形成基準又は、周辺に立ち並ぶ建築物の平均的な高さと同等の高さかそれ以下とする。 イ 道路や海岸その他の公共空間から煙突が突出して目立たないように、背景に森や緑地を設定するなど配置を工夫する。 ⑥パラボラアンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱その他送電又は通信に関するもの ア 工作物の高さを 13m 以下とする。ただし、当該工作物を設置する敷地の位置が、公衆が容易に通行し立ち寄る場所以外で、良好な風

行為の種類	取 扱 方 針
	致景観の保全上支障がないと判断できる場合は、この限りではない。 イ 道路から極力離れた位置で、かつ樹木や緑地に紛れて目立たないような場所に設けることとするが、物理上困難な場合は、高さや間隔を揃え、秩序よく整列するよう配慮する。 ウ 柱はすっきりと見えるような形状とする。 ⑦電波塔、物見塔その他これらに類するもの ア 当該工作物の高さを 13m 以下（物見塔の場合は 5m 以下）とする。ただし、当該工作物を設置する敷地の位置が、公衆が通行し立ち寄る場所以外で、良好な風致景観の保全上支障がないと判断できる場合はこの限りではない。 イ 道路や海岸その他の公共空間から可能な限り離れた位置に設置する。 ウ 樹木や緑地の陰等、公衆が通行し立ち寄る場所から容易に望見されないような位置を選択する。 エ 景勝地や景勝地周辺に物見塔を建設する場合は、周辺に同等の高さの樹木を植栽し、工作物だけが突出して目立たないようにする。 オ 鉄製材料は極力使用しない。やむを得ず使用する場合は、周辺の状況や風景と調和、あるいは同調し目立たなくなるような表面の仕上げ（塗装や緑化等）を施す。 カ デザイン、色彩とも画一的な規格品をそのまま使用するのではなく、建設場所の風景に合わせたものを選ぶようにする。 キ すっきりとした形状とする。 ⑧貯水槽（住宅の付属施設として設置するものを除く。） ア 設置する地域の建築物の高さに関する景観形成基準又は、周辺に立ち並ぶ建築物の平均的な高さと同等の高さかそれ以下とする。 イ 派手又は過度な装飾等を用いず、簡素な形状とする。 ウ 石積み、レンガ積み等の自然素材を極力使用する。困難な場合は、表面に漆喰やモルタル等で仕上げを施し、自然石や砂のような風合いが出るような工夫をする。 エ 色目をマンセル表色系の 10YR～2.5R の中から選択する。 ⑨汚水、廃水又は廃棄物を処理する施設、その他これらに類する処理施設 ア 当該工作物の高さを 10m 以下とする。ただし、当該工作物を設置する敷地の位置が、公衆が通行し立ち寄る場所以外で、良好な風致景観の保全上支障がないと判断できる場合はこの限りではない。 イ 色目をマンセル表色系の 10YR～2.5R の中から選択する。

行為の種類	取 扱 方 針
	ウ 公衆が通行し立ち寄る場所から容易に望見できない位置に設置する。物理的に困難な場合は、樹木や植栽等により、高さのすべてと見付け部分の半分以上を遮蔽するようにする。 ⑩石油、ガス、LPG、穀物、飼料等の貯蔵施設その他これらに類する施設 ア 当該工作物の高さを 13m 以下とする。ただし、当該工作物を設置する敷地の位置が、公衆が通行し立ち寄る場所以外で、良好な風致景観の保全上支障がないと判断できる場合はこの限りではない。 イ 色目をマンセル表色系の 10YR～2.5R の中から選択する。 ウ 公衆が通行し立ち寄る場所から容易に望見できない位置に設置する。物理的に困難な場合は、樹木や植栽等により高さのすべてと見付け部分の半分以上を遮蔽するようにする。 ⑪太陽光発電パネルその他これに類するもの ア 設置する地域の建築物の高さに関する景観形成基準又は、周辺に立ち並ぶ建築物の平均的な高さと同等の高さかそれ以下とする。 イ 周辺の状況や背景と調和し、違和感が生じないようにする。 ⑫風力発電施設 ア 設置する地域の建築物の高さに関する景観形成基準又は、周辺に立ち並ぶ建築物の平均的な高さと同等の高さかそれ以下とする。 イ 周辺の状況や背景と調和し、違和感が生じないようにする。 ウ 色目をマンセル表色系の 10YR～2.5R の中から選択する。 ⑬自動車駐車施設 ア 当該工作物の高さを 5m 以下とする。 イ コンクリート造の場合は、表面に漆喰、モルタル塗りや石貼り等の仕上げを施し、自然の風合いが出るような工夫をする。 ウ 鉄骨造などの鉄製の場合は、周辺の状況や風景と調和、あるいは同調し目立たなくなるような表面の仕上げ（塗装や緑化等）を施す。 エ 色目をマンセル表色系の 10YR～2.5R の中から選択する。 オ 公衆が通行し立ち寄る場所から容易に望見できない位置に設置する。物理的に困難な場合は、樹木や植栽等により高さのすべてと見付け部分の半分以上を遮蔽するようにする。 ⑭電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（そ

行為の種類	取 扱 方 針																												
	の支持物を含む。) ア 道路からできるだけ離れた位置で、かつ樹木や緑地に紛れて目立たないような場所に設けることとする。物理的に困難な場合は高さや間隔を揃え、秩序よく整列するように配慮する。 ⑮自動販売機 ア 赤、青等の原色や彩度の強い目立つものを避け、建築物の色彩に関する基準を準用しつつ、周辺の状況や背景となる風景の中にあって突出、又は違和感を生じないようなものとする。また、主要な道路や集落内の道路から容易に望見できる位置に設置する場合は、道路境界線から 0.5m 以上後退する。 イ 自然風景域及び農村風景域では、できるだけ光量を抑え、夜間の良好な環境に配慮する。																												
木竹の伐採 【石垣市風景計画(P.87,110)】	森林施業については、「自然公園内における森林の施業について」（昭和 34 年 11 月 9 日国発第 643 号）を基本とする。 また、土地の形状変更、土石の採取等の開発行為の関連行為として樹木を伐採しなければならない場合、景観形成基準に合わせ、伐採を最小限に留め、特に、以下に掲げる樹種のうち、「推定樹齢が 20 年以上のもの」又は「高さが 5m 以上のもの」は原則として伐採しないものとする。やむを得ず伐採する場合は、同等の樹木を他の場所へ植え替えることとする。 <table border="0"> <tr> <td>・アカテツ</td><td>・イヌマキ</td></tr> <tr> <td>・ウメ</td><td>・オオバアコウ</td></tr> <tr> <td>・オオバユウカリ</td><td>・カンヒザクラ</td></tr> <tr> <td>・ガジュマル</td><td>・ギランイヌビロ</td></tr> <tr> <td>・クワノハエノキ</td><td>・ゴバンノアシ</td></tr> <tr> <td>・サキシマスオウノキ</td><td>・サキシマハマボウ</td></tr> <tr> <td>・シマグワ</td><td>・センダン</td></tr> <tr> <td>・タブノキ</td><td>・テリハボク</td></tr> <tr> <td>・デイゴ</td><td>・ハスノハギリ</td></tr> <tr> <td>・ハマザクロ</td><td>・ヒルギ</td></tr> <tr> <td>・フクギ</td><td>・マルバチシャノキ</td></tr> <tr> <td>・モモタマナ</td><td>・ヤエヤマコクタン</td></tr> <tr> <td>・ヤエヤマシタン</td><td>・ヤエヤマヤシ</td></tr> <tr> <td>・リュウキュウマツ</td><td>など</td></tr> </table>	・アカテツ	・イヌマキ	・ウメ	・オオバアコウ	・オオバユウカリ	・カンヒザクラ	・ガジュマル	・ギランイヌビロ	・クワノハエノキ	・ゴバンノアシ	・サキシマスオウノキ	・サキシマハマボウ	・シマグワ	・センダン	・タブノキ	・テリハボク	・デイゴ	・ハスノハギリ	・ハマザクロ	・ヒルギ	・フクギ	・マルバチシャノキ	・モモタマナ	・ヤエヤマコクタン	・ヤエヤマシタン	・ヤエヤマヤシ	・リュウキュウマツ	など
・アカテツ	・イヌマキ																												
・ウメ	・オオバアコウ																												
・オオバユウカリ	・カンヒザクラ																												
・ガジュマル	・ギランイヌビロ																												
・クワノハエノキ	・ゴバンノアシ																												
・サキシマスオウノキ	・サキシマハマボウ																												
・シマグワ	・センダン																												
・タブノキ	・テリハボク																												
・デイゴ	・ハスノハギリ																												
・ハマザクロ	・ヒルギ																												
・フクギ	・マルバチシャノキ																												
・モモタマナ	・ヤエヤマコクタン																												
・ヤエヤマシタン	・ヤエヤマヤシ																												
・リュウキュウマツ	など																												
鉱物の掘削、土石の採取	景観形成基準に合わせ、行為地の状況が道路や海岸その他の公共空間から容易に望見できないよう、適切な方法により遮蔽されていること。																												

行為の種類	取 扱 方 針
【石垣市風景計画 (P.110)】	
広告物の設置等	国立公園の風致景観及び快適な利用環境を守るため、関係機関と協力して広告物が乱立しないよう努める。許可に当たっては、意匠、色彩等が周辺の風致景観と調和するよう、次のとおり取り扱うものとする。 ①設置場所 主要展望方向には設置しないものとし、かつ風致景観の保護上の支障のない箇所を選定する。 ②規模、材料、色彩等 必要最小限の規模とする。 支柱及び表示板の材料は、極力、木材、石材等、自然材料を用いることとするが、案内標識、解説標識等、表示面の汚損が想定される場合は、この限りでない。 また、表示面の色彩は、無彩色や焦げ茶色等、極力周囲の環境と調和したものとする。 設置した標識類が汚損した場合に、設置者の責任において修理・更新が迅速に行えるよう、設置者名・連絡先を明記する。
土地の開墾、土地の形状変更	農地を開墾する場合には、畦(けい)畔やグリーンベルトの設置、マルチングを施す等、赤土等の流出が生じないよう対策に努める。
屋根、壁面等の色彩の変更 【石垣市風景計画 (P.89 ～ 96)】	景観形成基準に合わせ、屋根は可能な限り沖縄赤瓦葺きを用いる。壁面は原色を避け、白系、ベージュ系、クリーム系、アイボリー系を基調とし、背景の自然風景と調和するか溶け込むようにする。 亜熱帯照葉樹林タイプなど、自然のままの風景を維持すべき地域については、焦げ茶色等目立たない色にする。
植物の採取又は損傷 落葉落枝の採取 動物の捕獲又は損傷 動物の卵の採取又は損傷	申請書には、採取・捕獲等の対象種、採取・捕獲等の量、研究等の目的、既知見と申請に係る研究との関連、採取・捕獲物の処分方法、研究成果の公表予定等行為内容について具体的に記載することとする。 採取・捕獲量は、研究目的及び現状の生育、生息状況に応じて必要最小限とし、公園利用者の多い時期や多い地区での採取・捕獲をさけることとする。 採取・捕獲者は、必ず許可証の写しを携帯し、許可を受けていることが分かるように腕章等を着用する。 研究成果の共有のため、結果については、可能な限り学会、論文等で

行為の種類	取 扱 方 針
	公開し、研究成果に対する情報提供を求められた場合には適切に対応する。
水面の埋立て	石垣地域は、サンゴ礁等、海域の景観や資源の重要性が高いことに鑑み、自然環境への影響が極力少なくなるよう配慮する。 普通地域においては「普通地域内処理基準」に適合しているかどうか審査するとともに、自然公園法施行規則第 11 条第 21 項の許可基準に準じて取り扱うものとし、必要な場合には、措置命令を行うことも含めて検討する。 やむを得ず埋立を行う場合には、埋立面積を最小限に抑える。また、行為地にサンゴ群体がある場合には、行為地の付近に移植を行うものとする。移植したサンゴや周辺環境の変化の状況を把握するため、必要に応じて、事後のモニタリングをするとともに、その結果を石垣自然保護官事務所を経由して那覇自然環境事務所に報告する。
海面における 工 作 物 の 新 築・改築・増築	海面において防波堤等の工作物を設置する場合、行為地にサンゴ群体がある場合は、行為地の付近もしくは施工後に設置した防波堤ブロック等に移植する。また、ブロック等の表面を凸凹又は粗面仕上げにする等サンゴの活着がしやすい工夫を施す。移植したサンゴやブロック等へのサンゴの活着状況を把握するため、必要に応じて、事後のモニタリングをするとともに、その結果を石垣自然保護官事務所を経由して、那覇自然環境事務所に報告する。 普通地域において行われる行為についても、可能な限り環境への配慮を行うよう協力を求め、届出対象行為については、必要に応じて、措置命令を行うことを含めて検討する。
海底の形状を 変更すること	やむを得ず海底の形状を変更する場合は、変更する面積を最小限に抑える。また、行為地にサンゴ群体がある場合には、行為地の付近に移植を行うものとする。移植したサンゴや周辺環境の変化の状況を把握するため、必要に応じて、事後のモニタリングをするとともに、その結果を石垣自然保護官事務所を経由して、那覇自然環境事務所に報告する。 普通地域において行われる行為についても、可能な限り配慮を行うよう協力を求め、海中公園地区から 1km の範囲で行われる場合には、必要に応じて、措置命令を行うことを含めて検討する。
汚水又は廃水 を排水設備を 設けて排出す ること	極力、海中公園地区内に排出しない。やむを得ず海中公園地区に排出する場合には、廃水等に高度処理を施し、可能な限り水質への影響がないように努める。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領（平成 17 年 10 月 1 日付け環自国発第 051001001 号自然環境局長通知）」（以下「事業取扱要領」という。）によるほか、「3. 保

全及び利用に関する事項」及び下記の取扱方針による。

事業の種類	取 扱 方 針
道路（車道）	① 基本方針 安全性に配慮した上で地形の改変が少ない線形とし、法面や構造物（トンネルを除く）が極力発生しないものとする。また、道路により小動物の生息地を分断しないように計画する。曲線半径や道路勾配等については、極力現地地形に順応するよう設計し、工事による造成を最小限に抑え、主要な展望地からの眺望に支障を与えないよう留意する。 ② 法面の処理方法 線形を地形に順応させる等により法面の面積、高さ等を最小限とする。法面が生じる場合、赤土流出対策として早期に緑化を行う。 長大法面の出現回避や地形の改変量の低減を図るための効果が期待できる場合には、擁壁等を採用する。擁壁については、原則として自然石積、自然石を模したブロック積、その他風致景觀に配慮した工法を用いる。やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合は、原則として表面は自然石又は自然石を模した表面仕上げをする。 モルタル吹き付けは原則として行わないこととし、硬岩が露出し通行の安全を確保する上で他に適切な方法がないと認められる場合に限り、施工するものとする。 落石防止網を使用する場合、光沢のない灰色又は焦げ茶色等、地肌色を勘案した目立たない色彩とする。 ③ 緑化 法面等の緑化は（３）その他（緑化に関する指針）を参照。 ④ 交通安全柵 交通安全柵は交通安全上不可欠な箇所の上に設置する。設置する場合は、茶系色に着彩したガードレール又はガードケーブル（亜鉛メッキ）を用いるものとする。 ⑤ 小動物対策 小動物の移動に配慮して、道路による分断の影響を極力軽減するよう対策をとる。対策については、保全の対象となる小動物の特性に応じて、以下のような手法を組み合わせで行う。 ・道路下横断路 小動物が車道を通らないで安全に横断できるように、ボックスカルバート、パイプカルバート等を用いる。

事業の種類	取 扱 方 針
	・小動物保護型側溝 側溝に落ちても、落下個体が容易に這い出せる構造にする。 ・道路侵入防止策 小動物を道路に侵入させないように、フェンスや折り返し付きの側溝等を用いるなど侵入防止策を施す。 また、夜間の照明については、夜行性昆虫類を誘引し、その昆虫類を捕食する夜行性鳥類、コウモリ類、カエル類、ヘビ・トカゲ類も道路に誘引することになるため、夜間照明の低減、光の方向制御、誘因性の小さい電球の選定など、可能な限り影響を低減するための対策をとる。 ⑥ 廃道敷及び工事跡地の整理 道路改良等に伴い生じる廃道敷及び工事跡地は、可能な限り修景緑化を行う。 ⑦ 残土処理方法 原則として、公園区域外に搬出し、適切に処理する。ただし、公園区域内における他の工事に緑化用客土等として利用する場合には、その流用を認めることとする。 ⑧ 付帯施設 ア 休憩所、展望施設、駐車場、トイレ等付帯施設については、利用状況等を踏まえ、必要最小限のものとし、設置する場合、主要な展望地の眺望に支障を与えないよう留意する。 イ 当該施設を整備するにあたっては、「(1) 許可、届出等取扱方針」の「工作物の新築、改築又は増築」に準ずるものとする。 ウ 案内板、解説板等を設置する場合、周辺の自然と調和した意匠とし、その規模は最小限に留める。 ⑨ 管理運営方法 ア くずかご、吸い殻入れは設置しないものとする。 イ 危険箇所の点検、草刈り、清掃等、定期的な管理を実施する。

事業の種類	取 扱 方 針
道路（歩道）	① 基本方針 人と自然のふれあいを促進することを目的とした歩道を整備するものとし、その整備にあたっては、利用者の安全、雨水等による浸食防止等に配慮する。 ② 付帯施設 ア 休憩所、展望施設及びトイレ等の付帯施設については、利用状況等を踏まえ、必要最小限のものとし、設置する場合、主要な展望地の眺望に支障を与えないよう留意する。 イ 当該施設の整備にあたっては、「（１）許可、届出等取扱方針」の「工作物の新築、改築又は増築」に準ずるものとする。 ウ 歩道以外への立入りにより動物の殺傷や植物の損傷、裸地化または利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。 エ 案内板、解説板等を設置する場合、周辺の自然と調和した意匠とし、その規模は必要最小限に留める。 ③ 管理運営方法 ア くずかご、吸い殻入れは設置しないものとする。 イ 危険箇所の点検、草刈り、清掃等定期的な管理を実施する。
園地	① 基本方針 展望地、海浜地、樹林地等の各地区に特性に応じた園地の整備及び管理を行い、風景観賞、自然探勝、散策、各種レクリエーション等人と自然のふれあいを促進するよう配慮する。整備にあたっては、施設の規模は必要最小限とし、周辺の自然と調和した意匠とする。特に展望地においては、標識、案内板等が展望を阻害することないように設置について十分配慮する。 ② 付帯施設 ア 休憩所、展望施設、トイレ等の付帯施設については、利便性及び管理面を考慮し、適切な配置とする。 イ 自然に対する理解を深めるとともに、利用効果を高めるため、案内板、解説板、道標等を適切に設置し、必要な場合には外国語を併記する。 ウ 当該施設の整備にあたっては、「（１）許可、届出等取扱方針」の「工作物の新築、改築又は増築」に準ずるものとする。 ③ 通景の確保 優れた景観が眺望できる主要な展望地については、展望を確保する

事業の種類	取 扱 方 針														
	ため、適切な枝払い、抜き切り等を行う。 ④ 管理運営方法 ア くずかご、吸い殻入れは原則、設置しないものとする。 イ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。 ウ 危険箇所の点検、草刈り、清掃等定期的な管理を実施する。 ⑤ その他特記事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>園地の名称</th><th>取扱いに特に配慮する事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明石</td><td>・利用施設以外への立入り等により植物の損傷、裸地化又は利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。</td></tr> <tr> <td>底地</td><td>・火気の使用については、十分注意するよう利用者を啓発する。 ・枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。</td></tr> <tr> <td>米原</td><td>・特にヤエヤマヤシ群落周辺については、施設の整備、維持管理にあたり、希少な野生動植物種の保全を優先とした手法等とする。 ・枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。</td></tr> <tr> <td>御神崎</td><td>・利用施設以外への立入り等により植物の損傷、裸地化または利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。</td></tr> <tr> <td>名蔵アンパル</td><td>・枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。</td></tr> <tr> <td>白保</td><td>・グラスボートや小型船舶の発着可能な施設を整備する。ただし、埋め立てを行わない等、海岸線を極力改変しない整備内容とする。 ・台風等により船舶が漂流しないよう管理係留施設を充実させる。 ・ボート等の維持管理による汚水を直接海に放出しないものとする。</td></tr> </tbody> </table>	園地の名称	取扱いに特に配慮する事項	明石	・利用施設以外への立入り等により植物の損傷、裸地化又は利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。	底地	・火気の使用については、十分注意するよう利用者を啓発する。 ・枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。	米原	・特にヤエヤマヤシ群落周辺については、施設の整備、維持管理にあたり、希少な野生動植物種の保全を優先とした手法等とする。 ・枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。	御神崎	・利用施設以外への立入り等により植物の損傷、裸地化または利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。	名蔵アンパル	・枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。	白保	・グラスボートや小型船舶の発着可能な施設を整備する。ただし、埋め立てを行わない等、海岸線を極力改変しない整備内容とする。 ・台風等により船舶が漂流しないよう管理係留施設を充実させる。 ・ボート等の維持管理による汚水を直接海に放出しないものとする。
園地の名称	取扱いに特に配慮する事項														
明石	・利用施設以外への立入り等により植物の損傷、裸地化又は利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。														
底地	・火気の使用については、十分注意するよう利用者を啓発する。 ・枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。														
米原	・特にヤエヤマヤシ群落周辺については、施設の整備、維持管理にあたり、希少な野生動植物種の保全を優先とした手法等とする。 ・枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。														
御神崎	・利用施設以外への立入り等により植物の損傷、裸地化または利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。														
名蔵アンパル	・枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。														
白保	・グラスボートや小型船舶の発着可能な施設を整備する。ただし、埋め立てを行わない等、海岸線を極力改変しない整備内容とする。 ・台風等により船舶が漂流しないよう管理係留施設を充実させる。 ・ボート等の維持管理による汚水を直接海に放出しないものとする。														
野営場	① 基本方針 海浜地等の各地区の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝、海浜利用等を通じた自然のふれあいを促進するよう配慮する。 ② 付帯施設 ア 環境衛生面及び管理面を考慮し、適切に配置する。既存施設については、快適な利用環境を保持できるよう管理を行う。 イ 付帯施設の整備にあたっては、「(1) 許可、届出等取扱方針」														

事業の種類	取 扱 方 針
	の「工作物の新築、改築又は増築」に準ずるものとする。 ③ 管理運営方法 ア 火気の使用については、安全面に十分配慮するよう、利用者を啓発する。 イ くずかご、吸い殻入れは、十分な管理が可能な箇所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及び持ち帰りを推進する。なお、くずかご等の設置の際は、ごみの飛散がないよう対策を講じる。 ウ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。 エ 危険箇所の点検、草刈り、清掃等定期的な管理を実施する。
自然再生施設	石西礁湖自然再生施設については、サンゴ礁生態系の基盤をなすサンゴ群集を保全・再生するため、一斉産卵時に発生した稚サンゴを定着させた着床具の設置等を行う。 自然再生事業の実施にあたっては、石西礁湖自然再生全体構想及び各実施計画に基づくこととする。

(3) その他（緑化に関する指針）

西表石垣国立公園内において法面などの裸地を緑化する際には、「自然公園における法面緑化指針（案）」（以下「緑化指針案」という。）に基づき指導する。緑化指針案には保全水準ごとの基本方針および緑化工指針が示されている（参考資料）。西表石垣国立公園石垣地域においては、特別保護地区及び第 1 種特別地域の全域並びに於茂登岳山頂周辺の第 2 種特別地域及び第 3 種特別地域を保全水準 1 の地域として取扱う。また、上記以外の亜熱帯照葉樹林タイプに該当する地域は保全水準 2 の地域として取扱う。

保全水準 1 の地域では、緑化に使用する植物を八重山地域以外からは一切持ち込まないことを基本方針とする。保全水準 2 の地域では、八重山地域に自然に分布する種を緑化に用いることを基本方針とする。その他の地域であっても、奄美大島以南の琉球諸島に自然に分布する種を緑化に使用する。

緑化に使用する植物は表 4-1 を参考に選定する。また、環境省の要注意外来生物リストに選定されている植物については、生態系に悪影響を及ぼしうることから、極力緑化や街路樹に用いない。表 4-2 に掲げる植物等、特に注意の必要な植物については、緑化が必要な事業等を実施する前の段階から関係機関に対して注意を呼びかける。

緑化の工法としては、施工対象地域に生育する植物の種子等が入手できない場合にあっては、埋土種子を含む表土等を用いて、植物の自然侵入を促す工法を積極的に検討する。それだけでは浸食が進み赤土流出等により周辺地域への影響が懸念される場合には、播種など浸食防止効果の高い工法も検討する。播種を行う場合は、樹木の種子などを表土に含ませた上で行うなど、自然植生が回復しやすい工夫を施す。

図4-1: 石垣市景観計画区域(一部抜粋)

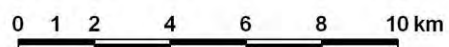
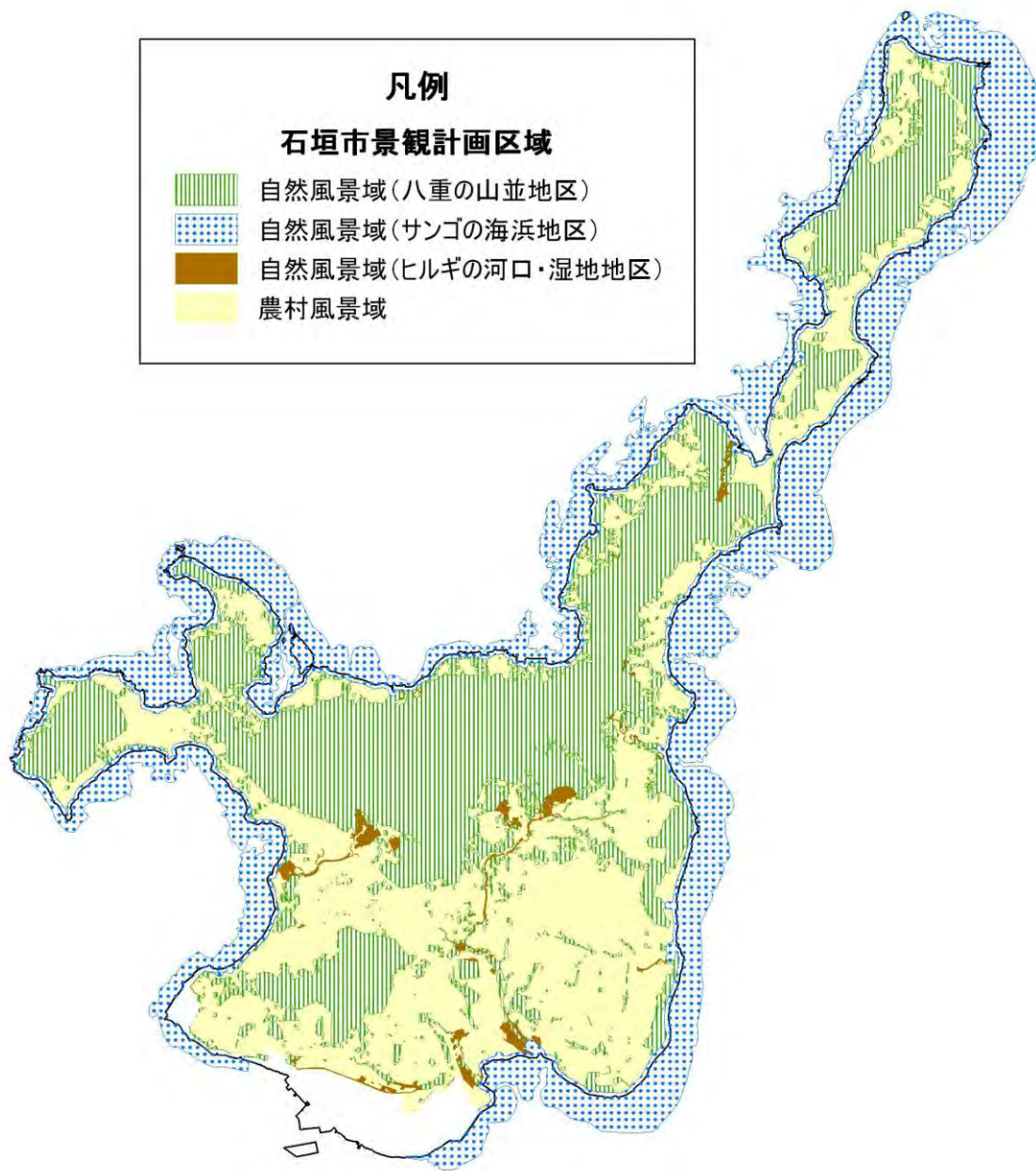
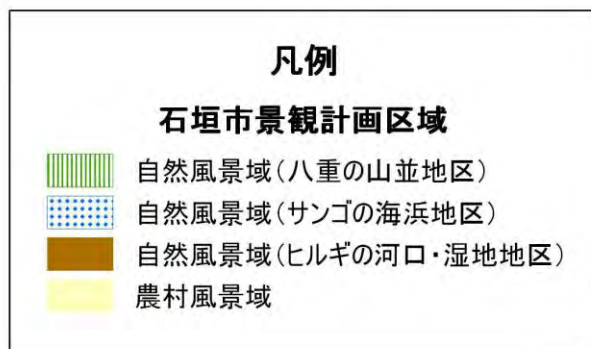


表 4-1 使用植物参考例

自然公園における法面緑化指針（案）により作成

立 地 条 件	使 用 植 物			
	高 木	低 木	草 本	つ る 性
アコウ・ガジュマル林 （沖縄地区：石灰岩域）	アカギ、（イスノキ） （ガジュマル）、（サンゴジュ） （アコウ）、（ハマイヌビワ） （ヤブニッケイ）、ハゼノキ （クスノハカエデ）、（クスノハガシワ） （クワノハエノキ）、（タブノキ） ホルトノキ、オキナワシャリンバイ （ショウロウクサギ） シマグワ （アカテツ） （ヒロウ） リュウキュウコクタン ヒラミレモン （リュウキュウハリギリ）	マサキ、ネズミモチ （ナガミボチョウジ） （グミモドキ） オオムラサキシキブ、トベラ、クチナシ、ヒサカキ （ソテツ） （ゲッキツ） （ゴモジュ） （シマヤマヒハツ） （フクマンギ）	ススキ メドハギ ゲットウ （ヤブラン） （タマシダ）	（オオイタビ） （アマミツタ）
スタジイ林 （沖縄地区：非石灰岩域）	リュウキュウマツ、（イスノキ） スタジイ、（イジュ） マテバシイ、ヤマモモ （オキナワウラジロガシ）、ヤブツバキ （タブノキ）、ホルトノキ オキナワシャリンバイ （アマクサギ）、（モッコク） （ヒカゲヘゴ）、センダン、 （ソウシジュ）	（カクレミノ） （サキシマフヨウ） アカメガシワ サザンカ ノボタン （ギィマ） （デンニンカ） （ケラマツツジ）	ススキ （ツワブキ） テッポウユリ	（ヒメイタビ） （シラタマカスラ）
海岸林	（アダン）、（オオハマボウ） （ミフクラギ）、（クロヨナ） （サキシマフヨウ）、（フクギ） （テリハボク）、（アカテツ） （モモタマナ）、（ハスノハギリ） （ハマビワ）	クサトベラ、トベラ、ネズミモチ （ハマジンチョウ）、ハマヒサカキ （モンパノキ）、（オキナワハイネズ）、（ハリツルマサキ） （ハマゴウ）	（モクビャクコウ） コウライシバ （ツワブキ） テッポウユリ	（キダチハマグルマ）

注）植物種名（ ）は、繁殖方法が未知なもの、使用経験がほとんどないもの。

表 4-2 要注意外来生物リスト（一部抜粋）

和名	摘要
ランタナ	・国際自然保護連合（IUCN）の世界の外来入種ワースト 100 に含まれており、海外で問題になっている。 ・日本では、小笠原や沖縄等で野生化しており、分布拡大のおそれがある場合には防除の検討が望まれる。
アメリカハマグルマ	・国際自然保護連合（IUCN）の世界の外来入種ワースト 100 に含まれており、海外で問題になっている。 ・日本では、沖縄で野生化しており、分布拡大のおそれがある場合には防除の検討が望まれる。
セイロンマンリョウ	・国際自然保護連合（IUCN）の世界の外来入種ワースト 100 に含まれており、海外で問題になっている。 ・栽培にあたっては、管理されている場所や施設以外に、逸出を起こさない適切な方法で行うことが重要である。
カエンボク	・国際自然保護連合（IUCN）の世界の外来入種ワースト 100 に含まれており、海外で問題になっている。 ・栽培にあたっては、管理されている場所や施設以外に、逸出を起こさない適切な方法で行うことが重要である。
イタチハギ	自然性の高い地域への侵入がみられることから、そうした地域での法面緑化にはより影響の少ない種類を利用できるか検討する等の配慮が必要である。また、在来郷土種と誤解されている場合もあるので、外来種であることを理解した上で注意して利用する必要がある。
ギンネム	緑化などのために沖縄や小笠原諸島に導入された。しかし、固有性の高い小笠原の島嶼生態系において、植物群集の構造を改変するなどの影響は大きく、未定着の地域に持ち込まないなどの配慮が必要である。
ハリエンジュ	砂防林や薪炭材として導入され、良質の蜜源植物としても広く利用されている。しかし、各地の河川や海岸などでは繁茂し、希少植物を含む在来植物を駆逐するおそれがある。影響の大きい場所では積極的な防除又は分布拡大の抑制策の検討が望まれる。
トウネズミモチ	移植が容易で生長が速く、大気汚染に強いことなどから、街路樹や公園樹等として広く利用されている。しかし、訪花昆虫や果実食の鳥類への誘引力が強く、多数の種子が鳥により散布されて容易に分布を拡大する。そのため、都市近郊の二次林の種組成や河川敷の植生に影響を及ぼすおそれがある。利用に当たっては鳥による種子散布を考慮に入れ、地域によっては適切な代替物の検討が望まれる。
ハイイロヨモギ	緑化に用いられる外国産の郷土種ヨモギに含まれる他、観賞用キクの接ぎ木台として導入された。在来種の遺伝的攪乱のおそれがあるため、逸出を防ぐための管理と、当該地域産の在来種又は別種への転換の可能性について総合的に検討することが望まれる。
シナダレスズメガヤ	耐暑性と耐旱性に優れ、土壌浸食防止力が強いので、法面緑化などに全国で用いられている。しかし、河川に侵入して砂を堆積するなどしたため、在来植物との競合・駆逐や、生育環境の改変が生じている場合がある。種子が河川に流入しないための適切な管理の可能性と、既に侵入したものについての防除の必要性や防除技術の検討、さらには適切な代替物の利用の可能性を検討することが望まれる。
オニウシノケグサ	持続性や土壌保全能力が高く、環境への適応性も高いことなどから、牧草や緑化植物として全国で広く用いられているが、自然性の高い環境や希少種の生育環境に侵入し、駆除の対象になっていることがある。逸出によるこうした問題が起こらないよう適切な管理を行うとともに、自然環境にも配慮した品種又は他の種類の利用の可能性を検討することが望まれる。
カモガヤ	耐陰性などの様々な環境耐性を持つため、牧草や緑化植物として全国で広く用いられているが、自然性の高い環境や希少種の生育環境に侵入し、問題になっている。こうした場所では逸出による問題が起こらないよう適切な管理を行うとともに、自然環境にも配慮した品種又は他の種類の利用の可能性を検討することが望まれる。

和名	摘要
シバムギ	耐塩性があり冷涼な環境に適した牧草として、寒冷地に導入された。しかし地域によっては逸出して難防除の雑草となり、在来植物との競合のおそれも生じている。適切な代替物の利用と分布拡大の抑制の可能性の検討が望まれる。
ネズミムギ・ホソムギ	環境への適応性が高く牧草や緑化植物として全国で広く用いられている。しかし、自然性の高い環境や希少種の生育環境に侵入し、駆除の対象になっている場合がある。逸出によるこうした問題が起こらないよう適切な管理を行うとともに、より影響の少ない品種の有無の検討や他の種類の利用可能性の検討が望まれる。
キシウスズメノヒエ	耐湿性や耐塩性があるため、湿田や水田転換畑での飼料として利用が試みられたが、水田や水路で雑草化し、湿地の在来植物との競合のおそれが生じている。適切な代替物の利用と、分布拡大の抑制が望まれる。
オオアワガエリ	冷涼な環境に適した牧草として、寒冷地で広く用いられているが、自然性の高い環境や希少種の生育環境に侵入し、駆除の対象になっていることがある。こうした場所では、牧草地からの逸出が起こらないような適切な管理を行うとともに、より影響の少ない品種や他の牧草の利用の可能性を検討することが望まれる。

5. その他必要な事項

(1) 周辺区域との関連について

西表石垣国立公園石垣地域は石垣島の約三分の一の面積を指定しているが、公園区域外での行為が公園区域内に影響を及ぼす可能性も考えられるため、公園区域周辺については、関係機関に対し公園区域内に極力影響が及ばないように配慮を求める。

また、風景計画を策定している石垣市、その他の関係機関と連携し、石垣島全体の風景を一体として保全していくよう努める。

(2) 利用者に対する情報提供

ア. 石垣島の自然に関する情報提供と普及啓発

利用者に対しては、石垣島の豊かな自然の特徴や魅力が分かりやすく伝わるように情報提供を行う。また、サンゴ礁と地域の暮らしなど、自然と人が関わる文化についても解説し、自然環境の重要性について理解を深めるよう促すなど、自然環境の保全に関する普及啓発を行う。

イ. 自然観察会の開催

毎年、地元の小中学生を対象に“海の自然教室”を開催し、スノーケリング技術の講習、サンゴや熱帯魚などの海の生物の観察等を行っている。今後もこうした自然観察会等を開催し、地域の住民が石垣島の自然との関わりを深める機会を積極的に提供していく。

ウ. 規制及び安全対策について

サンゴの損傷や動植物の捕獲など、国立公園内で規制されている行為について周知すると共に、そうした行為を行わないよう呼びかける。

また、米原海岸や白保海岸など海水浴客が多い場所では、一人では行動しない、潮位・干満時刻を事前に調べるなど、安全に楽しめるよう注意を行う。危険生物に関する情報提供を行う。

自然保護官事務所で海のスノーケル活動を実施する際には、スノーケル指導・安全管理マニュアル（石垣自然保護官事務所作成）に基づき、安全管理を徹底する。

エ. 情報提供の媒体について

利用者に対し幅広く情報提供を行うため、HP を充実し定期的な更新を行う。また、国立公園を訪れた利用者が、気軽に国立公園の情報を得られるようにパンフレットを作成する。利用拠点については解説板等を整備し、訪れた利用者に対して情報提供を行う。

また、小中学校の先生や観光業者を対象とした自然解説、環境教育プログラムの冊子を作成しているため、それらを積極的に活用する。

(3) 地域の美化修景に関する事項

ア. 海岸等の清掃活動

石垣市、石垣市観光協会、石垣市商工会、地域の住民等、地元関係者と協力し、海岸や河川の清掃活動を行う。また、関係者間で情報を共有しながら、計画的、効率的にゴ

ミを回収する体制の構築について協力していく。

イ. ゴミの持ち帰りについて

ゴミ箱の設置状況について点検を行い、不要なものを撤去し適正配置を行うよう設置者に対して指導を行う。また、ゴミ持ち帰り運動のより一層の徹底を図るため、ゴミ持ち帰り看板の設置等により一般利用者に対する趣旨の徹底を行うとともに、交通機関等に対して普及協力を呼びかける。

自然公園における保全水準と法面緑化の基本方針および緑化工指針（案）

	1	2	3	4
保全水準 *1	この水準を適用する地域は、特に嚴重に景観（景観を支える生態系や景観の構成要素である動植物を含む）の維持を図る必要性のある地域、又はこれに準する地域であって、動植物の人為的移動は原則として行わず、当該地域に生息・生育する個体群*2の現状を変更しない公園管理を行うことが必要な地域である。	この水準を適用する地域は、風致の維持を図る必要があり、かつ人為的影響をあまり受けていない地域であって、当該地域に生息・生育する個体群*2に対して人為的影響をできるだけ与えない公園管理を行うことが必要な地域である。	この水準を適用する地域は、風致の維持を図る必要はあるが、農林水産業等による人為的影響を相当程度受けている地域であって、その人為的影響の存在を前提にして、当該地域の風致に支障を及ぼさない公園管理を行う必要のある地域である。	この水準を適用する地域は、市街地、集落地などが含まれ、すぐれた自然の風景地の保護の観点から、当該地域の風致に著しい支障を及ぼさない公園管理を行う必要のある地域である。
対象地域	- 特別保護地区、および第1種特別地域の全域。 - 第2種特別地域、又は第3種特別地域のうち、植生復元の困難な地域等下記のいずれかに該当する地域であって、その全部又は一部について史跡天然記念物の指定もしくは仮指定がなされていること、又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準する取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められる地域。 (1)高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原など植生の復元が困難な地域。 (2)野生動植物の生息地、又は生育地として重要な地域。 (3)地形もしくは地質が特異である地域、又は特異な自然の現象が生じている地域。 (4)優れた天然林、又は学術的価値を有する人工林の地域。	- 第2種特別地域、および第3種特別地域のうち下記に該当する地域。 (1)人為的影響をあまり受けていない自然林、あるいはそれに近い二次林の地域。 (2)生物多様性保全上重要な二次草原地域（シバ草原、ススキ草原、ササ草原など）。 (3)保全水準1の地域と近接している地域であって、保全水準1の地域のの上流側に位置する地域など、保全水準1に相当する地域への影響力懸念される地域。	- 第2種特別地域、第3種特別地域、および普通地域のうち下記に該当する地域。 (1)人為的影響を大きく受けている自然林の地域。 (2)保全水準2以外の二次林、二次草原、人工林地域。	- 第2種特別地域、第3種特別地域、および普通地域のうち下記に該当する地域。 (1)市街地、集落地。 (2)その他、上記及び保全水準1～3のいずれにも該当しない地域。
緑化の基本方針	当該地域に生息・生育する個体群の現状を変更しないことを目標に、緑化による遺伝子レベルでの攪乱を避けるため、使用植物材料*3は地域外から一切持ち込まない緑化とする。	当該地域に生息・生育する個体群に対して人為的影響をできるだけ与えないことを目標に、使用植物材料*3を入手する地理的範囲を限定し、当該地域に自然分布する種の系統*4による緑化とする。	当該地域の風致に支障を及ぼさないことを目標に、使用植物材料*3を入手する地理的範囲を限定し、当該地域ないし地域区分*5内に自然分布する種による緑化とする。	- 当該地域の風致に著しい支障を及ぼさないことを目標に、当該地域ないし地域区分*5内に自然分布する種による緑化とする。 - ただし、造園的景観形成を図る場合は、地域の植生と調和した違和感のない緑化を優先し、国内に自然分布する種の利用も許容する。

緑化
指針

保全水準*1	1	2	3	4
最終緑化目標 群落*6	・施工対象地域の植生と同等・同質の植物群落。 (施工対象地域に自然分布する個体群*2のみからなる植物群落)	・施工対象地域の植生と同等・同質、又はそれとできるだけ近い植物群落。	当該地域に自然分布する種を主体とする植物群落。	・当該地域区分*5内に自然分布する種を主体とする植物群落。 ・ただし、造園的景観形成を図る場合を除く。
初期緑化目標 群落*7	・施工対象地域に自然分布する種、および自然侵入種で形成される植物群落。	・施工対象地域ないし当該地域が属する自然公園の同一団地内に自然分布する種(先駆樹種*8は除く)で形成される植物群落。	当該地域ないし地域区分*5内に自然分布する種(先駆樹種*8は除く)で形成される植物群落。	・当該地域区分*5内に自然分布する種(先駆樹種*8は除く)で形成される植物群落。 ・ただし、造園的景観形成を図る場合を除く。
			・浸食防止あるいは防災上必要やむを得ない場合で、かつ下流域に保全すべき貴重種等がない場合は、緑化用外来草本で形成される植物群落も許容。	
使用植物材料 *3	・施工対象地域に自然分布する種。(地域外からの持ち込みは一切不可)	・施工対象地域が属する自然公園の同一団地内に自然分布する種。(先駆樹種*8に限り、地域区分*5内に自然分布する種まで許容)	・当該地域区分*5内に自然分布する種。(先駆樹種*8に限り、国内に自然分布する種まで許容) ・浸食防止あるいは防災上必要やむを得ない場合で、かつ下流域に保全すべき貴重種等がない場合は、緑化用外来草本も許容。	・造園的景観形成を図る場合は、国内に自然分布する種まで許容。
			・使用植物材料*3を入手する地理的範囲内に自然分布する種と同種であっても、国外由来の植物*9材料は不可。	
使用植物材料 *3を入手する 地理的範囲	・施工対象地域周辺。	・施工対象地域が属する自然公園同一団地内、かつ可能な限り同一都道府県内の同一流域内。	・原則として当該地域区分*5内。(緑化用外来草本は除く)	
		・先駆樹種*8に限り、地域区分*5内も可。	・先駆樹種*8に限り、国内も可。	・先駆樹種*8、及び造園的景観形成を図る場合は、国内も可。
・種子等の採取・育苗計画を立案し、使用植物材料*3を確保。			・使用植物材料*3の入手経路を確認。	

緑化 指針	保全水準 ^{*1}	1	2	3	4
	適用工法	・目標群落の形成が可能な工法、かつ植生基盤造成・浸食防止効果の高い工法。			・目標群落の形成が可能な工法。
		・使用植物材料 ^{*3} の入手が困難で、かつ周囲からの植物の自然侵入が期待できる場合には、植生誘導工 ^{*9} を積極的に検討。 ・植生誘導工 ^{*10} のみでは浸食が進み、その影響が周辺に及ぶおそれがある場合で、周辺から種子等の植物材料が採取可能な場合は、播種などの積極的な緑化を実施。			・地域に自然分布する種であっても、緑化目標群落の形成を阻害する種（クズ等）の利用は回避。
		・緑化基礎工や植物生育基盤材などは、地域や生態系への影響を与えない自然材料を選定。			
	植生管理 ^{*10}	・長期間（5～20年）を要しても最終緑化目標群落 ^{*6} が形成されるまでモニタリングを行い、その評価に基づく順応的管理を実施。	・少なくとも5～10年程度で初期緑化目標群落 ^{*7} が形成されるまでモニタリングを行い、その評価に基づく順応的管理を実施。 ・その後は、最終緑化目標群落 ^{*6} が形成されるよう必要な植生管理 ^{*11} を実施。	・初期緑化目標群落 ^{*7} が形成されるまでモニタリングを行い、最終緑化目標群落 ^{*6} が形成されるよう必要な植生管理 ^{*11} を実施。	
・目標群落の形成を阻害するような植物が侵入した場合は速やかに除去。					
災害時の特例	・災害復旧の場合には、保全水準1～4の地域とも地域住民の生活環境の早期復旧、および災害の拡大防止を優先。 ・災害復旧の場合においても、保全水準に対応する最終緑化目標群落 ^{*5} を設定し、災害復旧について一定の成果をみた後、最終緑化目標群落 ^{*5} に移行させるための植生管理 ^{*11} などを実施。				

(注釈)

- * 1 保全水準 : 適用する保全水準は事業ごとに決定する。小笠原、沖縄等、特異な生態系をもつ島嶼については特に慎重な判断が必要である。
- * 2 個体群 : 個体群とは、ある空間内に生育している同種個体の総体のことをいう。対象となる空間の規模は保全水準によって決定される。
- * 3 使用植物材料 : 使用植物材料とは、緑化工で使用する植物の種子、苗木等をいう。

なお、自然公園内においては、わが国に自然分布する植物と同種の植物であっても、国外で生産（種子の採取、育苗）された植物（コマツナギ、ヤマハギ、ヨモギなど）は使用しない。わが国で採取された種子等を用い国外で生産された植物も同様である。

また、わが国に自然分布する植物を材料とする種苗であっても、自然分布域を越えて使用してはならないことは当然である。

- * 4 種の系統 : 種の系統とは、生物の分類群（集団、種、属、科など）の進化の過程での類縁関係を意味する。
- * 5 地域区分 : 変化に富むわが国の自然環境にあつては、生態系、種、種内（遺伝子）の3つのレベルでの生物多様性保全に際しては、全国一律の基準、方法では難しいため、地史、地形、気象等によっていくつかの単位に区分して考えることが必要である（新・生物多様性国家戦略）。この単位区分を地域区分と呼ぶこととしたものである。環境省では、国土を十区分する試案を示している。
- * 6 最終緑化目標群落 : 緑化工により形成を目指す植物群落を緑化目標群落と呼ぶが、緑化目標群落は、最終的に形成を目指す最終緑化目標群落と、施工初期段階に形成を目指す初期緑化目標群落とに分けて設定する必要がある。

最終緑化目標群落とは、初期緑化目標群落が形成された以降の植生管理や植生遷移を経て、施工対象地において最終的な目標となる植物群落のことをいう。

最終、初期緑化目標群落ともに、緑化施工地周辺の植生の状況により、事業ごとに検討、設定する必要がある。

- * 7 初期緑化目標群落 : 初期緑化目標群落とは、施工対象地において緑化工で形成される初期段階の植物群落のことをいう。最終緑化目標群落に移行しやすい群落を設定する必要がある。
- * 8 先駆樹種 : 先駆樹種とは、遷移の初期に法面等の裸地に侵入して定着する木本植物を総称している。緑化工で主に用いられているものに、ハンノキ類、ハギ類、グミ類、カンナ類、ウルシ類（ヤマウルシ、ヌルデ、ヤマハゼ等）、アカメガシワ、クサギ、マツ類などがある。

- * 9 国外由来の植物 : わが国に自然分布（自生）する種と同種の、国外に自然分布（自生）する個体から採取した種子、およびこれらから生産された苗木等をいう。（コマツナギ、ヤマハギ、ヨモギなど。）種の自然分布は、国境に力かわりなく分布する場合があります。わが国に自然分布（自生）する種と同種であっても、種によって、地域によって、遺伝的な違いがある可能性が高い。これら国外由来の植物を緑化に用いることによる、国内生態系のかく乱が危惧されている。わが国に自然分布する種の遺伝的変異が明らかにされている種がごく限られている現状においては、予防的に、少なくとも国外由来の植物材料は使用を避けることとしたものである。

なお、保全水準1に該当する地域での緑化は、外部からの緑化用植物材料を持ち込まないこととしているので、当該地域に自然分布する種と同種であっても、国外由来の植物を用いてはならないことは自明である。

- * 10 植生誘導工 : 植生誘導工とは、植物の自然侵入を促す植生工の総称で、種子を混合しない生育基盤を造成する方法（種子なし植生基材吹付工）と、埋土種子（種子潜在表土）を用いた生育基盤を造成する方法（種子潜在表土播き工）に分類される。
- * 11 植生管理 : 植生管理とは、緑化工の検査終了以降、導入植生を初期緑化目標群落あるいは最終緑化目標群落に早く近づけるための管理を総称している。植生管理作業には、追肥、追播、補植、除伐、除草などがある。

